

かめおか児童クラブ事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 0 月 1 日

亀岡市教育委員会教育長 川 勝 哲 也

亀岡市教育委員会規則第 2 号

かめおか児童クラブ事業の実施に関する 条例施行規則の一部を改正する規則

かめおか児童クラブ事業の実施に関する条例施行規則（令和 4 年
亀岡市教委規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

1 6	育親学園かめおか児童クラブ	亀岡市本梅町井手下早田 8 番地 1 0
		亀岡市畑野町千ヶ畑西山 5 番地
		亀岡市宮前町宮川青野 2 9 番地

」

を

「

1 6	育親学園かめおか児童クラブ	亀岡市本梅町中野和田山 1 番地の 2
-----	---------------	---------------------

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。